

地方競馬における小規模場外設備設置に係る特例措置について

農林水産省

1. 趣旨

場外馬券発売所の設置については、位置、構造及び設備が告示で定められた基準に適合するとともに、地域社会との調整が十分に行われていることが必要不可欠であり、農林水産大臣の承認を要することとしている。一方、地方競馬における小規模な場外馬券発売所については、地域社会に与える影響が小さいことから、今回の特例措置において、一定の要件を満たした場合に限り、地方競馬主催者による設置のための承認申請手続を緩和する措置を講じることとする。

2. 制度の概要

地方公共団体は、競馬場に隣接することその他の地域における特性により、小規模な場外馬券発売所（馬券の発売等の窓口の数が5以内で、かつ、最大滞留者数が100人以内のもの。以下「小規模場外設備」という。）の設置が、文教上及び保健衛生上著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めた場合、特区認定を申請し、その認定を受けることができる。

当該認定に係る小規模場外設備については、都道府県知事が、3.に掲げる事項への適合について書面により確認し、その書面が設置承認申請時に提出された場合に限り、簡素化された審査で農林水産大臣の承認を受けることができることとする。

3. 特例措置の対象となる施設が満たすべき事項

- (1) 設備に関して、次に掲げる事項に適合すること。
 - 小規模場外設備の規模及び設備に応じた適切な広さであること。
 - 勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること。
 - 入場者の用に供する設備が整備されていること。
 - 管理運営に必要な設備が整備されていること。
- (2) 運営に関して、勝馬投票券の発売等が公正に行われることが確実に認められること。
- (3) 設置に関して、地域社会との十分な調整が行われていること。

4. 施行期日

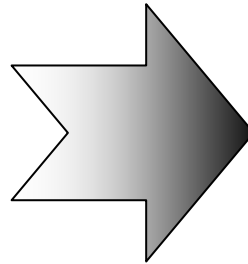
平成18年1月1日

地方競馬における小規模場外設備特例措置導入前後の対比

農林水産大臣への場外設備設置承認申請時に必要な添付資料

(現行)

・申請書
設備の構造を示した資料
地域社会との調整を具体的に
証する資料 等



(特区計画認定後)

・申請書
設備の構造を示した資料 等

・都道府県知事の確認書
(構造基準、地域社会との調整等を確認)